

2020（令和2）年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）
試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

1 X（22歳・男性）は、Y（22歳・男性）とともに、日頃から生意気な態度をとっていた、職場の後輩であるV（20歳・男性）に暴力による制裁を加えることを計画し、当該計画に基づき、Vを言葉巧みにA公園の駐車場に呼び出した。VがA公園の駐車場にやって来たのを確認したXとYは、Vの方に駆け寄ると、いきなりVの顔面や腹部等に対して殴る蹴るの激しい暴行を加えた（第1暴行）。XとYの2人から突然の暴行を受け、一方的に攻撃されることになったVは抵抗できない状態に陥り、うずくまった体勢で、XとYに対して、「生意気な態度をとってすみませんでした。勘弁して下さい。」などと言った。

2 Vの様子を見たXはVが可哀そうになり、暴行を中止したが、Yは、「謝ったからって、許してもらえと思うなよ。」などと言いながら、暴行を継続しようとした。Yの様子を見たXが、Yを制止したため、Yは、しぶしぶVに対する暴行を中止した。

3 XはVを立たせると、少し離れたベンチへ連れて行き、そこに座らせて、大丈夫かという趣旨の問いかけをしていたが、この様子を見たYは「Xは生ぬるい。」と感じ、Xに向かって、「何やってんだ。」と怒鳴りつけた。それを聞いたXが「少し、待ってろ。」と言いつたため、XとYとの間で口論となった。Yが、Xに対して、「俺は、どうしてもVが許せない。お前が止めても俺はやる。」と言つたため、それを聞いたXは、「分かった。やるならお前一人でやれ。俺はもう帰る。」と言って、Yに背を向けて、その場から立ち去ろうとした。その様子を見たYは、Xに向かって、「分かった、お前はもう帰れ。俺は一人でもやるからな。」と言つた。

4 XがA公園から立ち去つたのを確認したYは、第1暴行による痛みのために動けなくなつていたVの顔面や腹部等に対して、単独で殴る蹴るの激しい暴行を加えた（第2暴行）。

5 上記一連の行為の結果、Vは顔面挫傷等の傷害を負つたが、それが、第1暴行のみによるものか、第2暴行のみによるものか、両暴行が相俟つて生じたものか、その特定はできなかった。